

# 八幡浜市一般競争入札実施要領（事前審査型）

〔平成19年5月1日〕  
制 定

改正 平成20年 3月31日制定 令和 2年 3月17日制定  
令和 4年 3月17日制定

## （目的）

第1条 この要領は、八幡浜市契約規則（平成17年規則第45号。以下「規則」という。）第2条及び第4条の規定に基づき、八幡浜市の発注する建設工事の請負契約に係る事前審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （一般競争入札に付する建設工事）

第2条 第2条 一般競争入札に付する建設工事は、設計金額5,000万円以上の工事とする。ただし、災害復旧等特別な事情があるものについては、八幡浜市競争参加資格審査会に諮って決定する。

### （一般競争入札の公告）

第3条 一般競争入札実施の公告は、八幡浜市公告式条例（平成17年条例第4号）に基づく掲示場に掲示するものとし、その写しを契約担当課において閲覧することができるものとする。

2 規則第4条第6号に定める必要と認める事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 設計図書等の閲覧場所等
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出期限
- (3) 競争参加資格確認申請書に添付する必要書類
- (4) 入札に関する注意事項
- (5) 入札時に提出する必要書類
- (6) 契約の時期
- (7) 契約保証金に関する事項
- (8) その他

### （設計図書の閲覧等）

第4条 一般競争入札に付する建設工事等の設計図書は、前条の公告をした日か

ら契約担当課において閲覧に供するほか、設計図書貸出申請書（様式第1号）により申込みのあった者に対し、期間を定めて貸与する。

（入札参加資格）

第5条 一般競争入札に参加するための資格は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を受けた者で同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、かつ、八幡浜市競争入札等参加資格者名簿に登録された者とする。

2 前項に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の規定により、建設工事の規模、性質又は目的によって、次の各号に掲げる者のうちから必要とする資格を付することができるものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 経営事項審査の総合数値が一定基準以上の者
- (3) 八幡浜市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）
- (4) 愛媛県内に本店を置き、かつ、八幡浜市内に法第3条の規定による許可を受けた支店又は営業所等を有する者（市内業者を除く。）
- (5) 特定の資格を有する技術者を擁する者
- (6) 同種工事の施工実績のある者
- (7) 八幡浜市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成24年要綱第18号）に基づく入札参加資格停止期間中でない者
- (8) その他必要とする条件を満たす者

（入札参加資格の確認）

第6条 規則第2条第1項の規定により、前条に定める資格を有する者のうち入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）を期限までに提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書を受けた場合には、規則第2条第1項の規定により資格の有無を審査し、その結果を同条第2項の規定により一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

3 前項に規定する通知により、資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）は、入札に参加するときに、予め交付した一般競争入札参加資格確認通知書を係員に提示しなければならない。

4 第2項に規定する通知により、資格がないと認められた者は、八幡浜市に対して資格がないと認められた理由について一般競争入札参加資格確認通知書に定める期限までに文書により説明を求めることができるものとする。

(入札の取止め等)

第7条 入札参加有資格者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加有資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができるものとする。

(入札回数)

第8条 入札執行回数は、1回とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。

2 八幡浜市一般競争入札(条件付き一般競争入札)試行実施要領(平成17年3月28日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日制定)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日制定)

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

附 則(令和4年3月17日制定)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前のそれぞれの要領の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

八幡浜市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
申請者氏名

## 設計図書貸出申請書

下記工事の設計図書の貸出しを申請します。

なお、貸し出された設計図書の取扱いについては、細心の注意を払い、紛失・汚損等のないように取り扱い、指定の期日までに返却いたします。

### 記

（工事番号）

1 工 事 名

2 工事箇所

3 入札日時

※ 貸出期間は1日とします。（貸出日翌日の午後4時まで返却）

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日付けで公告のありました下記の工事について、八幡浜市一般競争入札実施要領（事前審査型）第6条の規定に基づき、一般競争入札に参加するための資格の有無について確認されたく、公告に定める必要書類を添えて申請します。

なお、この入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- (工事番号)  
1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 入札日時

※ 返信用封筒として、表に申請者の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長形4号封筒を申請書と併せて提出してください。

年 月 日

様

八幡浜市長



## 一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の工事の一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので、通知します。

記

公 告 日	年 月 日	
(工事番号) 工 事 名		
資 格 の 有 無	有	無
	参加資格がない と認めた場合、その理由	

※ なお、参加資格がないと通知された方は、八幡浜市に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに、八幡浜市 課  
係へその旨を記載した書面を提出してください。